

財務省告示第二百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年七月二十日に発行した割引短期国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年八月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 割引短期国庫債券（第四百二十

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

三 法律及びそ 九年法律第二十三号）第四十六

四 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

五 用等 成十三年法律第七十五号。以下

六 振替法」という。）の規定の適

七 用を受けるものとし、その振替

八 機関は日本銀行とする。

九 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第 非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

六 方 法

七 イ 価格競争

八 各申込みのうち応募額の高い

九 当のからその応募額を順次割り



